

【2017 年増補改訂版】

横浜市寄り添い型 学習・生活支援の検討

--- 研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから ---

横浜市立大学子ども若者の居場所研究会

平成 29(2017)年 8 月増補改訂版

横浜市立大学

横浜市寄り添い型学習・生活支援事業の発展のために：検討結果に基づく提案

横浜市立大学子ども若者の居場所研究会

横浜市立大学都市社会文化研究科 教授 高橋寛人

福祉と保健の生活課題を考える会 代表 岡田朋子

1 困窮家庭の子どもとの継続的な関わりの場という意義

学習・生活支援事業の最も重要な意義は、地域で支援を行う大人たちが、生活困窮家庭の子どもたちと定期的・継続的に関わる場ができたことです。困窮家庭の子どもたちのリスクに対応することにより、生活困窮の世代間連鎖を断ち切る可能性が広がりました。

2 学習支援のためには居場所となることが必要

学習・生活支援の必要な子どもたちの多くは自己肯定感、自己有用感を持たず、学力や学習意欲が低い子どもたちです。ほめられるよりも、しかられたり否定的に扱われたことが多いので、大人に対して不信感を持っている子どももめずらしくありません。子どもたちが学習・生活支援の場に喜んで来るためには、子どもたちにとって居場所となることが必要です。

※横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱(以下「学習支援要綱」)第7条第1項に掲げる「学習支援の内容」として、「安心して過ごせる居場所の提供」を加える。

3 学習支援のためにも生活支援が不可欠

子どもをかかえる生活困難家庭はひとり親(母子世帯)が多く、失業・雇用不安などの経済的困窮だけでなく、そのひとり親の疾病、障害、地域での孤立などで困難を抱えています。そこで、これらの困難への対応について、関係機関、関係者や、支援団体につなげることでできる団体が学習・生活支援に携わることが有効です。

4 卒業後の継続的支援の必要性

学習・生活支援事業に参加した子どもたちにとって、中学卒業・高校入学後も中退危機などもあり支援事業のスタッフ等の関係は貴重です。関係を継続できるような体制が求められます。

※2017年2月、新たに制定された学習支援要綱第7条第2項第2号に、追加的な支援として、「本事業を利用し高等学校棟へ進学した生徒に対する居場所の提供など、高等学校の定着及び中退防止に資する支援」が加わった。

5 貧困に関する幅広い基盤研修の必要性

学習・生活支援事業は経済的困窮を中心とする生活困難家庭の子どもを対象とする事業です。支援者は、現代の経済的困窮が生む様々な困難(不健康、社会的孤立、将来展望が持てない等)を複合的に理解することが必要です。それには、この事業の支援者、具体的には現場で子どもと接触している人々、すなわちスタッフ、コーディネーター、学生ボランティアに、貧困が子どもの心身の成長に及ぼす影響についての研修が必要です。それは個々の受託法人の努力のみでは不十分です。次世代を担う子ども達の貧困の最前線に向けて、横浜市が基盤研修として行うことが求められます。

目次

はじめに

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 本報告書の作成経緯 | 1 |
| 2 | 横浜市の寄り添い型学習・生活支援事業とは | 3 |

学習・生活支援に携わるスタッフの意見

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 福祉支援と教育支援が重複して必要な子どもたちとの継続的な関わりの場 | 5 |
| 2 | 学習支援のためには居場所づくり | 5 |
| 3 | 寄り添い、話を聞いて意欲をひき出す | 8 |
| 4 | 家庭、学校との関わり方 | 11 |
| 5 | 一人ひとりにきめ細かな個別の対応 | 12 |
| 6 | 中学卒業生・高校生への支援について | 13 |
| 7 | 支援者の成長とは | 16 |
| 8 | 学習・生活支援に携わる人への研修について | 18 |

- | | | |
|--|-----|----|
| | まとめ | 21 |
|--|-----|----|

はじめに

1 本報告書の作成経緯

横浜市立大学子ども若者の居場所研究会では、2012年より、金沢八景キャンパスを主な会場として研究会を開催してきた。実際にこども・若者の居場所づくりや支援・伴走に携わっている人々に経験を語っていただくもので、研究会というより報告・交流会である。とくにメンバーは決めず事前申し込み制もとらず、facebook で呼びかけると参加経験のある人々や関係者がシェアして広まり、興味を持った人が参加するという方式で、昨年までおよそ3か月に1度のペースで続けてきた。

この会合で、横浜市の寄り添い型学習等支援事業に関わっている団体や、市の事業とは別に独自に学習支援を行っている参加者から、学習・生活支援事業について関係者が話し合う場がほしいという声が寄せられるようになった（2016年2月まで、横浜市は学習支援と生活支援をあわせて「横浜市寄り添い型学習等支援事業」と呼んでいた）。そこで、2015年8月3日に「寄り添い型学習等支援を考えるシンポジウム」、11月27日に「子どもたちの貧困に対して今、何が出来るのかを話し合う集い」を開いた。さらに、2016年2月22日に「寄り添い型学習等支援を考える研究会」を開催した。この研究会には、横浜市の寄り添い型学習等支援事業に携わっているNPO等の団体に呼びかけて参加を要請した。

事前にアンケートを送り、各事業所での学習等支援の実施状況・効果・課題等についてたずねた。アンケートの作成と集計は、「福祉と保健の生活課題を考える会」の岡田朋子代表に相談・依頼した。当時、学習等支援を行っていた事業所は、市内18区で各区1箇所、鶴見区と中区は各区内2箇所なので、市内合計20箇所であった。20事業所中、1つを除く19事業所から回答を得た。ひとつの団体が複数の区の事業の委託を受けているケースがあるので、事業団体数は合計12である。研究会には10団体からの参加を得た。参加団体のスタッフ（大学生ボランティアは含まない）に意見を述べてもらった。

研究会での意見とアンケートの回答を報告書に整理して、2016年3月に、報告書『横浜市寄り添い型学習等支援の検討-----研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから』を作成した⁽¹⁾。したがって、この報告書は、横浜市の寄り添い型学習等支援事業の運営委託を受けている法人で、支援に関わっているスタッフの意見をまとめたものである。アンケートの自由記述欄の回答、研究

(1)横浜市立大学子ども若者の居場所研究会『横浜市寄り添い型学習等支援の検討-----研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから』横浜市立大学、2016年3月。

会での発言の中から、多数の意見や重要なものを引用して掲載した。

本報告書は、昨年3月の報告書の改訂版である。本年も昨年同様、1月にアンケートをとり、2月に研究会を開いた。2017年1月の時点（2016年度）で横浜市の委託を受けて学習・生活支援を行っているのは24箇所である。ただし、このうち1箇所は今年1月から始めたばかりなので実質23箇所、そのうち21箇所からアンケートへの回答をいただいた。なお、同じ団体が市内の複数の区で学習・生活支援を行っているケースがある。横浜市内24箇所を15団体が運営している。横浜市立大学での会合には、15団体中11団体の参加を得た。

今回のアンケートでは、前回と同じ問いのほかに、新たに問いを2つ付け加えた。一つは、中学卒業後の子ども・高校生への支援について、いまひとつは、スタッフがどのような研修を望むかについて尋ねた。また、前回の報告書のはじめに掲げた「横浜市寄り添い型学習等支援の検討 ----- 研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから」は、昨年岡田と高橋で検討して、特に重要な事項をまとめた提言である。本年のアンケートや研究会でのスタッフの方々の意見をふまえて再検討した結果、内容をかえる必要がないとの結論になったので、そのまま今回も冒頭に掲載した。

なお、本報告書は、学習・生活支援事業に携わっているスタッフの意見を集約して、関係者に発信することを目的としている。そこで、前回の報告書に掲載した意見は今回も再掲載し、それに本年のアンケートの自由記述欄の記載や研究会での意見を付け加えた。

本報告書が昨年と異なる点は、以下の諸点である。

- ① 学習・生活支援事業について横浜市の新しい要綱に基づいて説明した。
- ② 今回のアンケートの質問への回答のデータを昨年のもので改め、新しいデータで図表を作成した。
- ③ 今回は中学卒業後の生徒への支援についてアンケートでくわしく尋ねたので、前回の「6卒業後の関わり」の節を「高校進学・中学卒業生への支援について」にかえ、全面的に書き改めた。
- ④ 今回、研修に関してもアンケートで詳しく尋ねたので、新たに「学習・生活支援に携わる人への研修について」の節を加えて記述した。
- ⑤ 実際に支援に携わっている方々の声を、なるべく多く伝えたいと考えた。そこで、前年度の報告書に記したアンケートの自由回答欄の記載や研究会での参加者の意見は残して、今年度の意見を書き加えた。

2 横浜市の寄り添い型学習・生活支援事業とは

横浜市寄り添い型学習・生活支援事業とはどのようなものであろうか。はじめに、これらの事業に関する横浜市の規程を見よう。従来、学習支援と生活支援の両方について「横浜市寄り添い型学習等支援事業実施要綱」が定めていた。しかし、2016年2月に「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」（以下「学習支援要綱」）が、3月に「寄り添い型生活支援事業実施要綱」（「生活支援要綱」）が定められて別の規程となった。

学習支援要綱の第1条は次のようである。（傍線は引用者が重要箇所につした。）

この要綱は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのため、高等学校等への進学に向けた学習支援を実施する「横浜市寄り添い型学習支援事業」に関し必要な事項を定める。

生活支援要綱の第1条は次のようである。

この要綱は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して将来の進路選択の幅を広げ、生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施する「横浜市寄り添い型生活支援事業」に関し必要な事項を定める。

学習支援要綱は「高等学校等への進学に向けた学習支援を実施する」のに対し、生活支援要綱は「基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施する」となっている。

学習支援・生活支援とも、各区が民間法人等に委託して実施する（両要綱第2条）。運営法人の要件として、「児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績」を持つこととしている点が注目される（両要綱3条2項）。学習塾は除外されるであろう。

学習支援要綱から第4条第1項を抜粋しよう。支援の対象者は以下の(1)～(5)の子どもたちとその保護者である。（傍線は、学習支援と生活支援の相違部分である。）

- (1) 生活保護受給世帯の中学生及びその保護者
- (2) 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある家庭に育つ中学生及びその保護者
- (3) 日常生活習慣の形成、社会性育成のための支援を必要とする家庭に育つ中学生及びその保護者
- (4) 外国語を母語としているなど日本語での学習に支援が必要な中学生や、ひとり親家庭の中学生のうち

ち、生活困窮や養育に課題がある者及びその保護者

(5) その他、過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者、前4号に準ずる状態にある小学生及びその保護者など、福祉保健センター長(「区長」と読み替える場合がある----引用者注)が本事業による支援を必要と認める者

学習支援の対象者は①中学生、②保護者、③「過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者」等である(学習支援要綱第4条)。生活支援要綱では、下線部の「中学生」が「小・中学生」となっている。つまり、①～③に加えて小学生が対象者になっている(生活支援要綱第4条第1項)。そして、要綱は、「各区の状況に応じて前項第1項から第4号までの中から、特に重点的に支援を行う対象者層を定め」てもよいとしている(両要綱第4条第2項)。

2017年1月の時点で、学習支援は16箇所、生活支援を行うものとして委託を受けた事業所は8箇所である。このうち同じ区で学習支援と生活支援を同じ団体が受託しているケースが1箇所ある。

以下、横浜市の寄り添い型学習・生活支援事業の運営委託を受けている法人で、支援に関わっているスタッフ(大学生ボランティアは含まない)の意見を見よう。

学習・生活支援に携わるスタッフの意見

1 福祉支援と教育支援が重複して必要な子どもたちとの継続的な関わりの場

研究会ではまず、学習・支援事業を実施してよかったと思える点をたずねた。回答の中で最も多く、最も重要であるのは、この事業によってリスクを抱えている子どもたちと継続的に関われるという点である。不登校や低学力、経験不足、孤立といった課題を抱えた子どもに、学校や家庭以外の場所で定期的に出会える機会ができてよかったという意見が多く出された。貧困家庭の子どもへの学習支援を目的とする事業であるが、貧困家庭の子どもが多くが学習以外の支援も必要としているのである。学習支援のためには、まず生活上の様々な支援が求められるのである。以下、研究会での意見をあげてみよう。

「福祉的な措置を受ける可能性が高い子ども、出会いたいと思っていた子どもたちに重点的に出会うことができる。その子どもたちが措置的ではなく地域で他の子どもと混じり合っていていく環境を作れるかどうか。」「福祉と教育の両方の機能。今までそのようなものがなかった。今まで網にかからなかった子どもにアプローチ、支援できる。各法人の強みをいかした実践が行われているいろいろなことができる。」（2016年研究会での意見）

福祉的支援の必要な子どもたちに対する学習支援であるから、この事業を通じて福祉関係の団体と教育関係機関のつながりも生まれている。

「福祉関係機関・団体と教育関係機関・団体とのつながりができる。」「子どもに関わっている大人や機関、学校、家庭だけでなく医療、福祉関係者全体との関わりが大切。」「生活支援課のケースワーカーが最初の見学・面談で子どもの様子を聞いている。」「区役所の生活支援課の教育支援専門員、子ども家庭支援課と連携ができ、一人ひとりの子どもについてケースカンファレンスができるようになり、それ以外の事業についても連携ができ、子どもたちの今後についても別の支援にもつなげやすくなった。」「福祉的措置と教育機能のつながり。」（2016年研究会での意見）

2 学習支援のためには居場所づくり

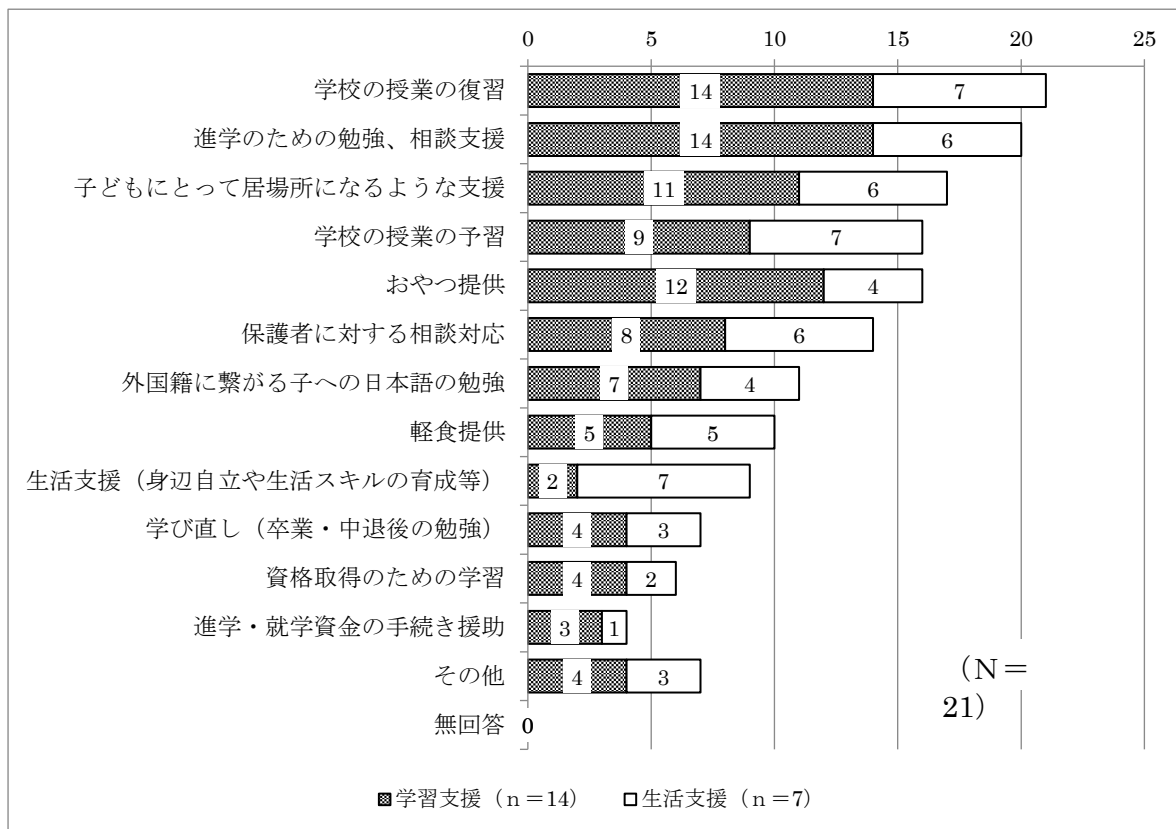
アンケートでは、各団体が取り組んでいることがらを尋ねた。図1がその結果である。回答のあった21団体中17団体が、「子どもにとって居場所となるような支援」に取り組んでいることがわかる。学習支援をするためにはまず、子どもにとっての居場所とすることが大切という意見が多く出された。

多くの子どもたちは、日々の生活で苦勞をしている。学力が高い子どももいるが、例外である。

不登校の時期を経験してきた子どもも少なくない。ほとんどの子どもは、勉強ができるようになりたいと思っていて、いままでそれぞれの子どもなりに努力してきたが、結果が出ず、勉強に対してあきらめの気持ちを持っている。タダで勉強を教えてもらえるからといって、喜んで勉強しに来る子は少数派である。例えば、泳ぐのが嫌いな人にスイミングスクールの無料券を配っても、スクールに来ない。クラシック音楽が嫌いな人に、オーケストラの入場券を配っても会場に来ることはない。

図1：取り組んでいる事項（複数回答）

（2017年1月31日現在）



アンケートの自由記述欄の回答と研究会での発言から引用しよう。

「まず子どもに来てもらうことが何より大事なので、学習ありきではないやり方でやっている。」「ほっとできる環境であることが大切なので、雰囲気づくりには気を付けている。」「大学生スタッフ同士の和やかな関係、コーディネーターと大学生スタッフとの関係などとの信頼関係で結ばれていることが大切。」「子どもたちが安心・安全な場であると感じ、そこにいるすべての人と交わりが持てるように、いろいろな支援者と1対1で学習を進めている。」(2016年アンケートから)

「子どもたちの事情は複雑なので、安心できる場だということを感じてもらわなければ、勉強をしてくれない。」「子どもにとって、受け入れてもらえることが重要。」「居場所が増えた、関わる大人も増えたことが非常に大きい。」(2016年研究会での意見)

「生徒たちの居場所になってもらうために、まずは生徒達との関係性づくりを非常に……大切

にしています。やっぱり居場所になれば自然と悩みを持っていたり、何か相談したいっていう時に、……話が出る、……そこから自然と自分の悩みが吐き出されて、そこから次に繋がっていくということもあります。」「居場所となることというのを一番大切にして日々取り組んでいます。学習に入る前に生徒との対話の時間を大切にしてもらって、『今日はどうだった?』とか、疲れていたら『今日はどうしたの?』とか『お家で何かあった?』とかそういうところの声かけから、生徒の不安に思っていることとか、ちょっと悩んでいることとかを引き出すことが出来るので、やっぱりそういう時間を大切にこの場所を居場所となるようにしております。」(2017年アンケートより)

困難を抱える子どもの場合、家庭や学校が居場所となっていないことも多い。そのような子どもにとっては唯一の居場所である。居場所になるよう工夫しているという声をさらに掲げよう。

「生徒たちの居場所となるような空間づくり。あまり勉強という固い雰囲気にならないように机の配置や雰囲気に気を付けています。」「強制的に学習させるとかではなく、生徒自身の学びたい意欲を育むことを中心とした支援を行っております。まずは安心できる居場所としての機能を確保し、子どもたちに寄り添いながら、声掛けなどを行っております。」「大人になるまでに、家庭や社会の中で、彼らはさらに困難な状況に陥ることも多いので、本人が安心して継続して参加できる居場所を作り迎え入れることが、将来に向けての『学習を支える』ことに繋がる。」「利用者にとって、『楽しい』あるいは『行くと得られるものがある』、そんな場所でありたいと思って取り組んでいます。」(2017年アンケートより)

子どもたちが通ってくれなければ、支援のしようもない。居場所づくりに取り組んだ結果、楽しく通ってくれる、意欲的に通ってくれるようになったというコメントを抜粋する。

『『ここに通う前は毎日がつまんなかったけど、ここに来るようになって、なんか毎日楽しい』と話す言葉も聴く。』「定期的、継続的に学習支援に通ってきている。」「学校は休むが、学習支援には参加している。」「中3で高校受験を間近に控えた子にとっては(無料だけど)『塾に通う』ということが1つのモチベーションになっていたり、安定剤のようになっていたりもします。」「周囲にうちとけられない生徒が次第になじんで楽しそうに通ってくるようになった。」

「週2回の利用日以外にも自習室として利用して毎日通ってくる子がいたり、もっと前から利用をしたかったという声を聞いたり、小学生の頃にわからなくなっていたところから学び直しをしてできるようになったときの嬉しそうな顔、など様々な場面で効果を実感しています。」

(2017年アンケートより)

イベントや遊びなどの学習以外の活動を通じて、居場所機能を強めようと試みている団体も多い。

「百人一首大会やスポーツ交流会など、学習以外の経験ができる機会を設けて、支援者と生徒との交流を通して、スタディサポートへ参加するきっかけ作りとしている。」「楽しく学習する

ことを軸としながら、小学生は終了後、教室内でできる遊びであれば好きなことをすることが可能。」「子どもの居場所としての機能を、学習支援終了後の『おにぎりタイム』で作り、大人と子ども、子どもどうしのコミュニケーションの場を日常的につくっている。」(2017年アンケートより)

大半の事業所が、おやつ・軽食を用意している。前掲図1のように、「おやつ提供」が16箇所、「軽食提供」が10箇所である。このうち、7箇所がおやつと軽食の両方に答えているので、おやつまたは軽食を提供するのは19箇所である。先に見たように、学習支援・生活支援要綱によれば、原則として利用料等を徴収できない。しかし、教材費・食材費等については実費相当分を利用者から徴収することができる(第14条)。

食糧の寄付を受けているかを尋ねる質問への回答として、寄付を受けているという答えは12箇所であった。どこからの寄付かについて、記述欄をみると、地域住民、法人会員の有志、地域の農家、区社会福祉協議会、セカンド・ハーベスト・ジャパン、労働者福祉協議会、ライオンズクラブなどである。

3 寄り添い、話を聞いて意欲をひき出す

横浜市は、当初からこの事業に「寄り添い型」の語を付している。寄り添うことの重要性を指摘するスタッフは多い。

「私自身学校でずっと勤めていて、子どもに関わってきたつもりではいたんですけども、この事業をやって初めて本当に一人ずつに寄り添ったっていう感じがします。」「全く目を合わせて話もできない、お母さんが居ないと部屋にも入れないという障害を持ったお嬢さんが来ていたんですが、その時にたまたま入ったばかりの女子大生が担当してくれましたら、その彼女はずっとその子に寄り添ってくれまして、何週間もかけてだんだん心を開いて、最後にはその人だけではなくて他の支援者とも話ができるようになりました。」「がんばれば入学難易度の高い高校に行ける子もいるし、個別支援学級の子どもや不登校の子もいますが、寄り添いながらその子のレベルに合わせて学習してきたなという感じがしています。」(2017年アンケートより)

また、学習・生活支援の対象の子どもたちは、大人不信の子どもが少なくない。ほめられるよりもしかられたことの方が多いので、大人に警戒心を抱いている。そこで、まず、子どもの警戒心を解くことが必要である。子どもと会話を重ね、そして、子どもが意欲的になるのをまつ。希望者がお金を払って来る塾とは根本的に異なっているのである。

「学習支援では、生徒との信頼関係を築くことと、学習や進学への生徒自身のモチベーション

が必須です。そのために、普段から会話をして生徒の日常をキャッチするように心がけています。」「子どもと向き合う時に大切にしていることは、一人ひとりと向き合っただけのままの子どもを認めること、言語化した気持ち、非言語の気持ちを受け止めること」（2016年アンケートより）

「子どもはまず、自分が受け入れられるか、話ができる大人かを確認する。」「2時間ひたすら世間話で終わることは多い。」「エラぶってはダメ。教え込もうと思っただけはダメ。」「ずっと横にいて何をやりたいかを探る。」（2016年研究会での意見）

不登校だった時期を持つ子どもや、小学校段階で学ぶ基礎的な知識・技能さえ身につけていない子どもが少なくない。週1～2日、1回2時間程度の学習で学校の授業についていけるレベルにすることは非常に困難である。子どもが真に学力をつけていくためには、学ぶ意欲を喚起することが大切である。

「ていねいに接する。やってみようという気持ちはその子の中から出てくるのをまつ。」「勉強をわかりやすく教えることは、二の次。その子の中から出てくるものをまつ方が早い。」「勉強して褒めて、やってみようかなという気にさせるのがはじまり。」「子どもがどんどんかわっていくことが見られる。漢字が書けない小学校4年生の日本人の子ども。とにかくていねいに接して話をすることを続け、毎回少しずつ漢字の練習をすると、やってみようという気になり、話ができ漢字が書けるようになった。」（2016年研究会での意見）

勉強がわかり、できるようになると、自分から勉強に取り組みはじめる。生徒の学習意欲が高まるという効果を指摘する意見が多い。どんなときにスタッフはそれを感じるのだろうか。

「できなかった計算や漢字が書けるようになり、自分から勉強に取り組んでいる時。」「前回行ったことを覚えていて、プリントを見返しながら勉強している時。」『勉強したい！』と自ら言ったとき。」「生徒が回数を重ねて学習をした成果が次回に学習したときに、以前とは違う成長が見られることがある。」「学校や先生に反感を抱き続けて文房具さえも持たなかった子が、中学3年になって利用を始めて学習に目覚め、高校進学後も将来を見据えてバイト、部活動、勉強に頑張っています。」（2017年アンケートより）

「参加している生徒が高校に合格したっていう声を聞いたりですとか、出来なかった問題が解けたりっていうことが目に見えてわかった時は、やっけて良かったなと思います。」入試の直前になって……『取れそうな問題だけやったらいいんじゃないの？』って、ついつい大人の知恵で言うと、でも『これも知りたい、わかりたい』っていうことにこだわるようになった子がいて、とても嬉しく思いました。」（2017年研究会での意見）

宿題などを提出できるようになる生徒もいる。

「学習支援事業を利用して初めて、宿題を提出したという生徒がいました。提出物を出したお

かげで成績が上がり、効果を実感することができました。」「長期休みの宿題を提出できた。」

「継続的に学習する習慣を身につけたことにより、提出物の提出率や学期テストの点数が向上し、成績が上がった。」(2016年アンケートより)

学習習慣・生活習慣が身についたという指摘も多い。

「家庭学習が定着し始めている。」「受験勉強にしっかり取り組む生徒が増えてきた。」「保護者・学校から、学習習慣、生活態度の変化について感謝された。」「ふだんから学習意欲が低く、継続的に学習することをしなかった生徒が、継続的に学習する習慣を身につけたことにより、提出物の提出率や学期テストの点数が向上し、成績が上がった。」「利用対象者が自主的に学習課題と向き合い、自分の苦手な分野や中期的に学習の見通しを立て、科目ごとに取り組む姿勢が見られるようになってきた。」「欠席の電話連絡をしてくる等、社会的な行動が自然にできるようになってきた。」(2017年アンケートより)

子ども同士の交流だけでなく、大学生や様々な大人ともふれあう機会を持てる場所である。

「子どもたちにとってふだんふれあう機会のない大人たちとふれあえるのがよい。」「大人との関わり、社会との関わりが増えて、夢が少し持てるようになった。」(2016年研究会での意見)

不登校の子どもの中に、学習・生活支援の場ならば通えるこどもがいる。そして、そのうちに学校に行けるようになったというケースもある。

「不登校児が……当事業で学年相応の学力を身に付け、現在少しずつ登校ができるようになってきている。」「小学校から不登校であった子が、利用する中であり方・生き方を考えるようになり高校へ進学したいと自ら望むようになり、進学後には毎日登校して、生き生きとアルバイトやボランティア活動にも積極的に携わっています。」「中学校は完全不登校で授業に出ていなかった中学生が英語・数学の勉強の基礎を学習支援で取り戻し、昨春に定時制工業高校に進学した。

(中略) 普通は高校四年生で受検する工業系の国家資格を、今年の夏休みの補講を受けて猛烈に勉強をして、高校一年生の冬に取得ができた。」(2017年アンケートより)

「不登校でずっと中学校にも行っていないというお子さんがいるんですけども、その子が本当にずっとお家に引きこもっていて、全然お家から出ないと。(中略) 私達と関わっていくなかで、目を見て話せるようになったとか、ちょっとでも文字が書けるようになった。」(2017年研究会での意見)

なお、前掲図1が示すように、「外国に繋がる子への日本語の勉強」に取り組む事業所が11あることが注目される。

4 家庭、学校との関わり方

事業を実施する上での課題として、支援者の問題とともに多くあげられたのが「家庭へのアプローチ」と「学校との連携」であった。家庭や学校と連携を取ることが一般的には望ましい。ただし、学習・生活支援の子どもたちの家庭は、大半が困難を抱えている。ふつう塾に子どもを通わせることのできる家庭は、一定の経済力があり、ある程度教育熱心な家庭である。しかし寄り添い型学習・生活支援にはそれは基本的にあてはまらない。

家庭と連携しようにも、電話料金滞納や言葉の問題で、そもそも連絡が困難な家庭もある。

「生活保護家庭の場合、電話料金滞納で電話が繋がらない時期がある。」「母子家庭で働いている親が多いので、連絡がつかない場合がある。」「家に行ってもいない場合も多い。」「外国につながる子どもの親が多い。日本語ができない親御さんが多い。」（2016年研究会での意見）
子どもの学習に無関心の家庭もある。

「家庭で勉強しろというような親御さんではない。」「高校進学に無関心な親御さんもいる。」「親が学習等支援に行くよう働きかけないと子どもが来てくれない。」（2016年研究会での意見）

連携の困難な家庭とは、多様な支援の必要な家庭である。子どもだけでなく、家族への支援が必要なケースが見られる。

「問題を抱えている家庭の子どもが多いので、家庭との連携は困難。」「アルコール依存の親と連携を取るといっても困難。」「大人の注意を聞けない保護者。」「連携できるような家庭ではない。」「母親が不安定の場合は、連携というより聞き役に徹する。」「子どもを見ると親にも支援が必要と思われるケースが多い。」（2016年研究会での意見）

学校との連携はどうだろうか。学習等支援を行っている学区の学校との連携が比較的とれているとの声が多い。近隣の学校にあいさつに行っている事業所がある。

「区の教育支援専門員と一緒に毎年春に学校訪問している。」「全中学校と学校教育事務所にあいさつに行き、各家庭と連絡できるようにしている。」（2016年研究会での意見）

学校との連絡ノートを使っているところもある。

「学校との間で『連絡ノート』を使って連携のとれているところとそうでないところがある。」（2016年研究会での意見）

教育支援専門員(横浜市内の各区に置かれる嘱託職員で、生活保護を受給する世帯への教育および福祉に関する支援を行う)を通じて、学校との連携を行っているところもある。

「教育相談員が学校連携のために奔走してくれている。」（2016年アンケートより）

「学校との連携は、直接ではなく教育支援専門員を通じてのみ行っている。」（2016年研究会での意見）

校長が変わると連携関係が変わったり、担任の教員などにより異なるとの意見があった。

「各校長の指針で、直接、担任や専任と繋がれる場合と、間に教育相談員が入らないとまらない場合がある。」(2016年アンケートより)

「担任や校長が変わると急に連携関係が変わることがある。方針が変わることがある。」「校長が替わるたびに、学校の対応が変わるので、そのたびに事業の説明をしている。」「先生にもよる。うまく連携できる先生とそうでない先生がいる。」(2016年研究会での意見)

区役所の担当の管理職が変わる場合も同様のことが起こることがある。

「区役所の担当管理職の事業に対する動機が影響を与えます。管理職が変わることによりケースワーカーさんの士気や対応が変わり、風通し(役所、学校、関係機関、事業請負者との連携)に変化があります」(2017年アンケートより)

学習・生活支援事業を校長会で知ってもらうことで、学校の協力を得やすくなったというケースもある。

「学習等支援事業を知らない学校がある。とくに離れた学区の場合。」「校長会でこの事業について認知が進んで、どの中学校でもこの事業に協力することになり、生徒指導専任教諭や担任や養護教諭と連携している。」(2016年研究会での意見)

5 一人ひとりにきめ細かな個別の対応

子どもはそれぞれ異なる。貧困家庭の抱える困難は様々である。前に見たように、担当する大学生やスタッフとの相性が大切である。学習面に着目しても、子どもたちの学ぶ意欲は一般に低く、低いながらも学力のレベルは様々である。学校や塾のような一斉授業は不可能である。学習面だけでなく子どもの行動や生活に注目して、一人ひとりの事情や特性に応じたきめ細かな個別対応が必要である。

「生活支援、学習支援の両面において、1人ひとりの課題抽出を行っている。」「その子どもにあった個別支援計画書を作成してスタッフ間で共有している。」「スムーズに前回の学習の続きができるように、一人ひとりの支援記録票をつけている。」「家庭での学習状況や成績の記録等から、一人では出来ない学習や行動面の課題を明確化し、期限までの提出物の作成・提出やテスト前学習等が出来ることを目指している。学年にとらわれず、理解できていない学年の学習に戻り、基礎分野を学び高校進学までに基礎学力が身につくように支援している。」「個々の状況に合わせて、学校の予習・復習、提出物、テスト対策を行う。勉強することにまだ向き合えない子どもには、まず、1教科を集中して頑張ってみる、手ごたえを感じると、もう1教科トライする。」(2016年アンケートより)

「その子のレベルを把握し、職員と話し合いながら学習課題を決めて行っている。」「成績向上、居場所、スタッフとの会話など個々の生徒によって狙いを持っている。」「生徒たち一人一人が集

中して、学習できるように部屋の環境を整えたり、生徒と支援者との相性を考慮しながら、組み合わせを考えたりしている。」「子どもからの個別の相談の時間を設けている。」「『困ったことがあったらカウンセラーや支援者が話しを聴くのが当たり前』とすることで、子どもは自分の不安や悩みを一人で抱えることなく、前に向かって進んでいけるようになる。(2017年アンケートより)

一人ひとりに対応するために、行政の担当部局との連携によって、家庭・子どもの実情を把握するという回答があった。

「家庭環境や発達に課題を抱える利用者も少なくありませんので、こども家庭支援課・生活支援課との連携を密にして、ひとり一人に応じた接し方をして指導をするように努めています。」「行政側との協力・連携を密に取り、できるだけ個々の利用対象者の実情に寄り添った学習支援を行っていく。」(2017年アンケートより)

ふつう子どもの成長のために関連機関の間の連携が望ましいとされる。しかし学習・生活支援の場合、さきに見たように、家庭が困難を抱えていて連携が難しい場合が多い。保護者（親）への支援が必要なケースも多い。また、子どもと教師との間で信頼関係がつかられていない場合は、学校との連携には時期と配慮が必要である。そこで、一律に家庭と連携した方がよいというわけではなく、個別に判断しなければならない。子どもそれぞれの事情を踏まえて行う必要がある。子どもの希望や意見を聞いて、それを尊重してすすめることが求められる。

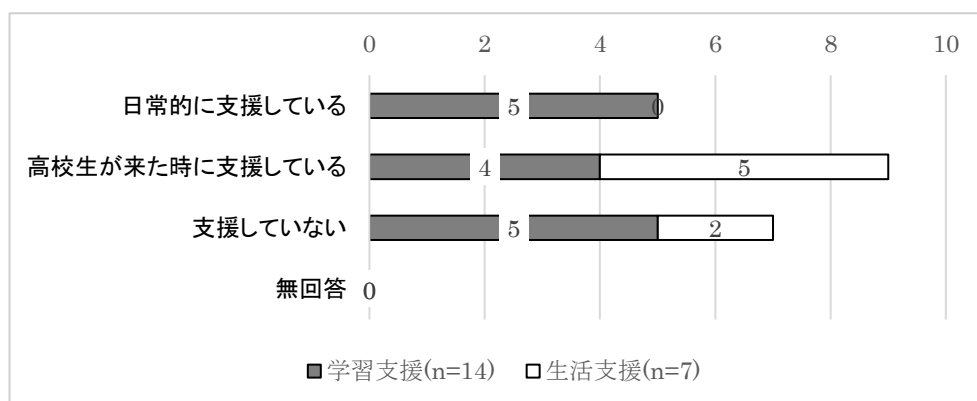
「学校から逃げてきている子ども、親から逃げてきている子どもの場合、親や学校と連携すると逃げ場がなくなる場合がある。」「学校も家庭も居場所でない子どもに、家庭や学校との連携を取るの逆効果」「どちらの側にたつのか。子どもの側に立ち、学校と対立すべき時もある。」

「子どもへの対応について、家庭や学校とで意見が一致するとは限らない。」「学校での子どもたちの関係性をできる限り持ち込まない工夫」「ケースバイケース」(2016年研究会での意見)

6 中学卒業生・高校生への支援について

さて、高校生(中学卒業生)への支援について、前回のアンケートでは質問項目を設けなかったが、2017年1月に実施したアンケートでは2つの質問を加えた。

図2 高校生等への支援の有無 2017年1月31日現在



調査時点で高校生等への支援を行っている事業所は14、支援していない箇所は7であった(図2)。支援の内容は「学習支援」が12、「相談支援(家族のこと、交友関係のこと、将来のこと等)」も12、「居場所の提供」が9であった。(図3)

図3 高校生等への支援の内容(複数回答) 2017年1月31日現在

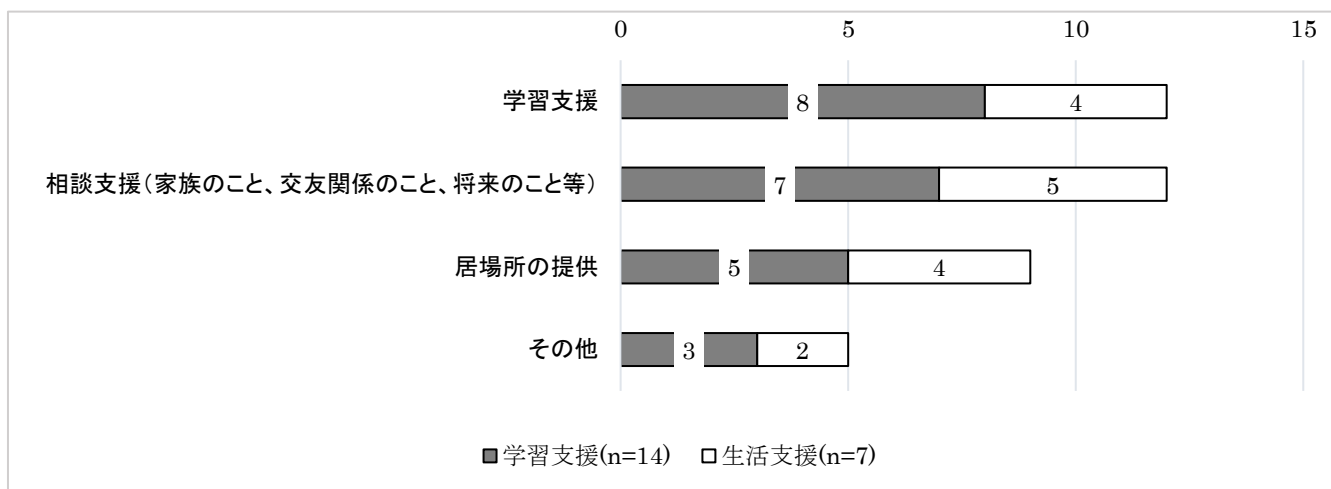
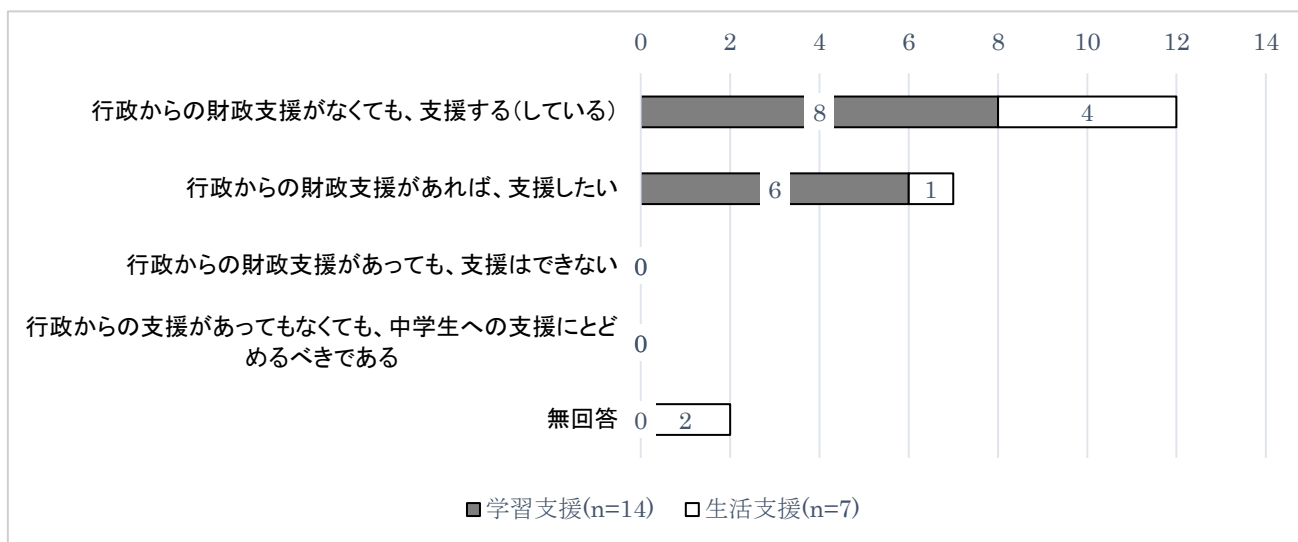


図4 高校生等への支援の必要性 2017年1月31日現在



学習・生活支援を始めたばかりでまだ卒業生を出していないという団体もある。そのような団体を含めてほとんどすべての団体が、高校生への支援が必要と答えている。子どもとの顔の見えるつながりがあるので、行政からの財政支援がなくても支援をしたい、支援しないわけにはいかないと答えている(図4)。

「せっかく習慣化された学習習慣や人との関係性がなくなってしまうことが残念。」「高校では自分自身で将来の職業や生き方への道を切り開いていかななくてはならない。大切な時期に信頼できる大人との関係性が無くなり、居場所がなくなり、仲間がなくなり、糸の切れた風船のようになってしまい、自分の家庭や親のことも知っている安心して相談できる人がいなくなることは、寄り添い型を卒業した高校生に大きな痛手を与える。」「特に、通信制や夜間の定時制等が、不登校や勉強の苦手な子たちの受け入れ場所になっていて、そうした子たち

の相談、対話の機能を持つ居場所作りの必要を痛切に感じています。一番必要としている学び直しは、相談や対話、子どもどうしの話し合いの中からは生まれにくい…と感じています。」(2017年アンケートより)

中学卒業後も相談に来る生徒が、実際にいる。

「高校に進学しても、単位取得や進級の問題、家庭の問題などがあつたときに相談しに来てくれたりする。」「高校で人間関係に悩んでいる子がふらりとやってきて、話をしていきます。」

(2017年アンケートより)

高校生等へ支援する場合、いかなる支援が必要と考えられるか。その問いへの答えが図4である。「学習支援」「相談支援」「居場所機能」のいずれもが求められている。アンケートの自由記述を見よう。高校生支援の場合、気軽に立ち寄れる場、高校の教科学習の支援、キャリア支援など幅が広い。成人へのサポートにもつながってくる。

「まだ少しの支えが必要なときに、ふらっと立ち寄れる安心・安全な場があると、よりスムーズに高校生活が送れ、次のステップに進んでいけると考える。」「ライフキャリア支援としてお金の使い方や履歴書の書き方など、学習支援とは別の支援を行っていく予定です。」「高校生を支援するにあたり、ひとり一人の抱える課題に合わせて、区こども家庭支援課および生活支援課と連携して必要な支援を行うことにより、困難の早期発見と対策に努めて、自立をサポートしています。」「高校世代に限らず、その後もずっとサポートが必要だと思います。例えば成人であったとしてもバイト先がかなりブラックであるとか、話を聴いて整理してあげる、時々アドバイスをするなどは今の社会に生きる若者たちの自立の為には必須であると。」(2017年アンケートより)

すべての生徒に、中学卒業後いつまでも支援が必要というわけではないが、いつから必要なくなるかを一律に決めることもできない。

「高校に受かった子達が、結構不安定な子もいるんですね、精神的に。だからその子達が高校に定着してくれるまででもいいな、途中で来なくなっても、それでも良いだろうっていう考え方で始めます。」「高校生の場合支援が必要なときにいつでも云々という話がありましたけど、18とか19になったから支援やめるとかいうのは全然、そもそもそういう発想がないので、そういう意味でずっとやっています。」(2017年研究会での意見から)

ほかに、子どもが進学した高校のスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携を望む意見が3件あった。

なお、2017年度から、高校生・中学卒業生支援の予算化が始まった。委託費を受けて高校生支援をはじめるといふ団体もある。高校生等への支援に対して行政がバックアップを行うことは、大きな前進である。これから高校生等支援を行う団体は次のように語っている。

「来年度ライフキャリア支援としてお金の使い方や履歴書の書き方など学習支援とは別の支援を行っていく予定です。」(2017年アンケートより)

キャンプやクリスマス会、企業見学など、高校生向けのイベントを計画するところもある。

「区役所の方に相談をして、中学生を対象にして行っているイベント、クリスマス会とかそう

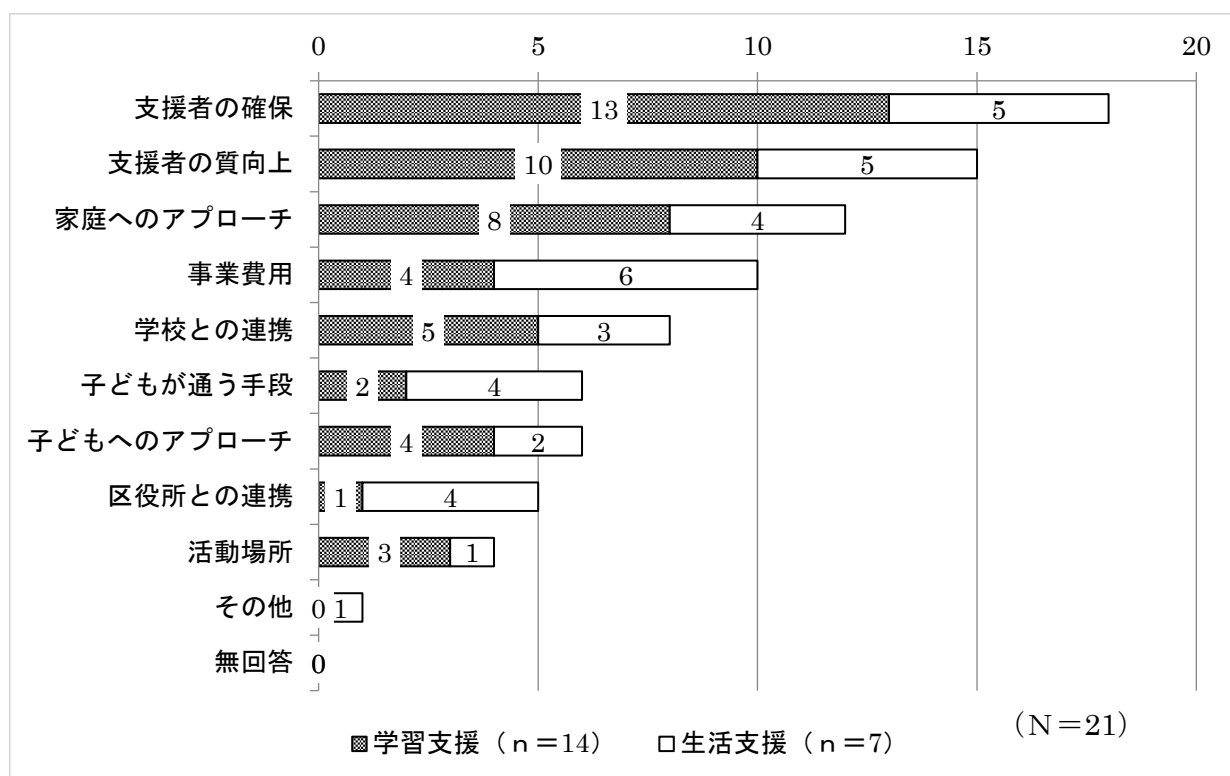
いったものに高校生を招いて、少しずつ今関係を作っている状況です。」「卒業した後に同じ場所で学習しに来られるような居場所を作っていこうかなっていうのと、あとは区と合同で2ヶ月に1度アクティビティをしたり、キャンプをしたり、企業見学をしたり、生徒達になるべく参加してもらって、居場所づくりをしていけたらなというふうに考えています。」「年間で8回イベントを計画しています。キャンプですとか企業見学とか、あとは就労の話について何う話ですとか、そういうイベントごともやりつつ、・・・何か話をしたいということがあれば、教室は常に開放しているので、その時間帯のなかで来て貰ってその悩みを話したりとか、自分達で自主的に勉強するというところを考えているところです。」（2017年研究会での意見）

7. 支援者の成長とは

アンケートでは、事業を実施する上での課題を、選択肢の中から回答してもらった。その結果は、「支援者の確保」が最も多く18、「支援者の質の向上」が15、次いで「家庭へのアプローチ」12、「事業費用」10の順であった。「学校との連携」が8にのぼった（図5）。

図5 事業を実施する上での課題（複数回答）

2017年1月31日現在



学習支援要綱は「学習支援の支援スタッフ（学習アシスタント）」について、利用生徒2名に対し支援スタッフ1名を置くこととなっている（第9条第1項第3号）。また、支援スタッフには「原則

として大学生又は地域のボランティアを活用すること」(第9条第3項)と定めている。

課題として、「支援者の確保」「支援者の質向上」をあげた事業所数は、今回はそれぞれ13と12であったのに対し、今回は18と15にのぼっている。学習支援の場が増えている中、学生ボランティアの確保が困難になってきている。また、いまの大学生は昔よりも生活費を切り詰めている。全国の大学生の50%をこえる学生が奨学金を借りている。そのため、多くの学生がアルバイトに追われている。

「大学生が年々忙しくなっているように見える。支援者の確保は常に気を抜けない課題」「ボランティア支援者は年配の方が大半を占めているので、学生支援者確保を4月までに行いたい」
(2017年アンケートより)

学生ボランティアの役割はとても重要である。無償では学生ボランティアを確保しにくい実情がある。他方、別の観点から、学生に責任を持たせるために有償としているという意見があった。

「最低限でもアルバイトとして雇用関係を結んで、振り返りの時間も労働時間として確保する。また、子どもと安定したかわりを持つためにはボランティアではなく、アルバイトとすべき。」「アルバイトは使わないが、有償ボランティアとしているのは責任を持たせるため。」(2016年研究会での意見)

大学生は、子どもと関わった経験が全くない場合でも成長が早いという意見を誰もが口にした。大人の支援者に比べて柔軟性も高い。

「若い学生は柔軟なので、向上は早い。」「学生はおじさんおばさんに比べて柔軟。」(2016年研究会での意見)

学習・生活支援の経験は、大学生自身の成長になる。

「大学生の中には教員志望、福祉に関心のある学生が多い。自分が育ってきた環境とは違ういろいろな家庭があること、能率よく教えるだけではないことに気づく。」「大学生自身がここに来て成長できたといってくれた。」「学生が当たり前だと思っていたことがそうではないことに気づく。」「勉強するのが当たり前だと思っていたが、改めて考え直す。」(2016年研究会での意見)

では、どのような支援者が望ましいのか。支援者に求められる力量は何であろうか。学習・生活支援事業であるが、学習指導の力を求める意見はほとんどない。求められるのはむしろ、すでに見たように、子ども一人一人に応じて、子どもに合わせて寄り添っていく力である。

「勉強は二の次でよい」「学習指導が上手な人だけではダメ。」「スタッフは、教える力ではなく、一人ひとりによりそう力。」「その子に必要なものが何かを知る力。」「何に困っているのかを知る。」「子どもに合わせるができるかが重要。」「子どもの話を聞ければスキルは後か

らついてくる。」（2016年研究会での意見）

ひとつの理想の支援者像を求めるのではなく、いろいろな子どもがいるのだから、学生も多様であってよい。マッチングの問題だという意見が多い。

「個別指導が主になるが、担当者の組み合わせの工夫によってよい効果がでる。」（2016年アンケートより）「いろいろな学生がいることがよい。」「いろいろなタイプの学生がいた方がよい。」「組み合わせが重要」「マッチングの問題。」（2016年研究会での意見）

振り返りが支援者の向上に結びつくという意見がある。

「毎回振り返りに1時間くらい取る。その積み重ねが力量の向上になる。」「振り返りの時間を取る。」（2016年研究会での意見）

学習指導の力量向上を求める意見はなかったが、発達障害についての知識を求める声があった。

「発達障害への対応スキルの向上」「発達障害の子どもや、子どもの親が発達障害の場合も、適切に対応するには知識が必要。」「生活保護の仕組みなどもわかってほしい。」（2016年研究会での意見）

「発達に偏りの見られる子どもに対しては、学習意欲が進む工夫を職員とスタッフで試みている。カードゲームや『漫画で学ぶ科目』やパソコンを使った学習等を取り入れている。」「外国につながる子どもや、家族に発達障害や精神障害などがあることが背景に考えられるので、心理の知識、精神の知識のほか、コミュニケーション技法なども必要と思われることを常に学び続けていくことが大事と思う。」（2016年アンケートより）

8 学習・生活支援に携わる人への研修について

学習・生活支援に携わる団体のスタッフにどのような研修が必要かを尋ねた。研修の内容に関する回答は図6のようである。

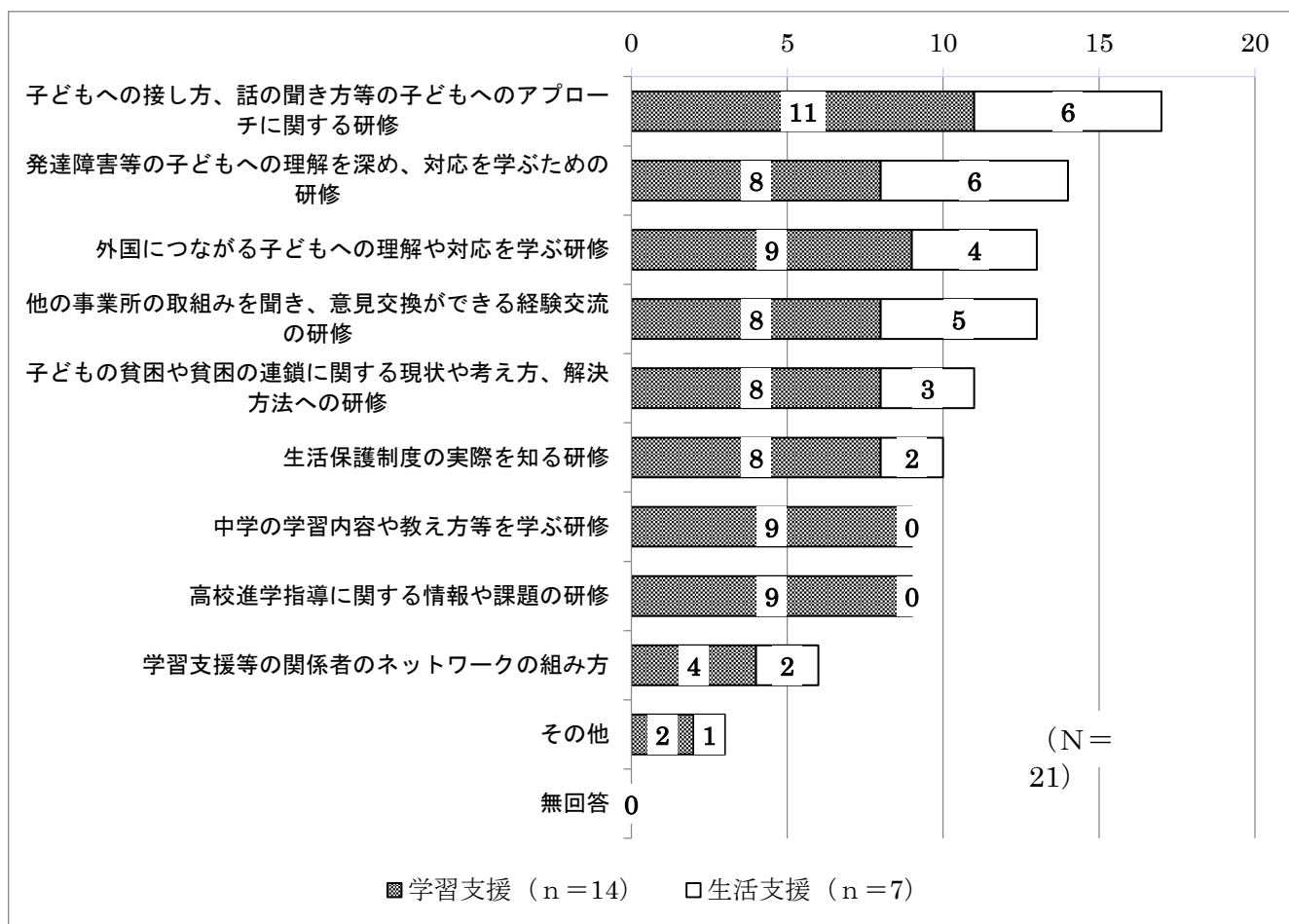
主な内容は4つにまとめられる。第1は子ども理解と関係づくり、第2は生活保護・児童手当受給家庭の具体的な生活について、第3は高校進学や中学校での勉強内容に関する情報、第4は他の事業者・関係者との情報・意見交換である。図6を見ると、「子どもへの接し方、話の聞き方等の子どもへのアプローチに関する研修」「発達障害等の子どもへの理解を深め、対応を学ぶための研修」「外国につながる子どもへの理解や対応を学ぶ研修」など、第1の子ども理解と関係づくりに関する研修の希望が上位を占めている。

アンケートの自由記述や研究会での発言の中には、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯の子どもたちが、どのような家庭環境の中でいかなる困難を抱えているかを知るための研修や、生活習慣や学習習慣を育てる方法に関する研修を望む声が多い。そして、そのような研修プログラムを、横浜市の担当部局に作成・実施してほしいという意見も複数あった。

「研修は学習支援事業なら横浜市健康福祉局が、生活支援ならこども青少年局が事業についてのビジョンをどう持っているかから始めてもらいたい。学習塾に行けば済むのとは異なる『学習支援』をどういう考えで行なうのか、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯の子どもは学習習慣も生活習慣もなっていないという前提によって成り立っている措置についての考え方を伺いたい。」「子どもの貧困の支援は、塾のような学習支援能力だけでなく、日本社会の抱える子どもへの福祉の課題の広範囲な理解と、利用者とその家庭が抱える個別の複雑な問題への柔軟な対応と、回復し自律するまでの伴走型支援が求められる。行政は研修費に使える経費も加えて計上するなど、支援団体の支援者を本気で育てて行くという考えを持たないと、今後子どもの貧困の支援事業を継続して担える若い人が育たないと思われる。」
(2017年アンケートより)

図6 今後必要な研修（複数回答）

2017年1月31日現在



生活困窮家庭がいかなる困難を抱えていて、その子どもたちとどのように関係を作り、学習意欲を持っていくのか、学習支援のスタッフを対象とした総合的な研修を求める声もあった。

「生徒がそれぞれ様々な複雑な家庭環境を抱えていることへの現実を知る学習機会（生活保護受給者家庭等について）やそのような子どもたちへどのように歩み寄っていくか、また学習意欲を持ってもらえるような学習指導の方法や他区の寄り添い型学習支援事業を知る・学ぶ機会があると良いと感じる。」「学習支援団体の構成員を対象とした研修プログラムを作る必要があると思

ます。非常に多くの人の力の必要な事業です。(中略) そろそろそうしたプログラム作成の段階に来ているのではありませんか。」(2017年アンケートより)

区のケースワーカーなど、関係者の間での情報共有に大きな意義があるという意見は少なくない。

「区役所の部署の方がいろんな活動をしていることを大分知るようになったおかげで、今まで見えなかったことが見えるようになりました。…多分私達が子どもから聞き取ることが出来る情報はなかなか学校の先生も聞いていなかったり、それから役所の生活支援課のケースワーカーさんにも見えていなかったことなど、こちらが学ぶことと発信することと、そういう役割が果たせるかなと思いました。」「担当のケースワーカーさんがいらして下さって、非常に具体的にご家庭の話とか、どんな問題が起きているかという話をしてくださって、我々も勉強不足で知らないような実態を教えていただいたのは本当に勉強になったと思っております。」(2017年研究会での発言から)

過去に受けた研修に当たり外れが大きいという声があった。スタッフが求めるのは、具体的な実践あるいは全体構造の話だという。

「講師の方が、……現場でやっていてその現場のことを語ってくれる方か、でなければ大卒の仕組みをしっかり捉えていて、それを解説してくれるような講師か、どちらかでないと意味がなかなという感じで、中途半端に解説をされてもあまり現場でやっている人間にとっては響いてこないんじゃないかな、というふうに思います。」(2017年研究会での発言から)

独自に研修を行っている団体も出てきている。団体が、学習・生活支援以外に行っている事業により、それぞれ特徴がある。他の事業者・団体の研修に参加できるとありがたいという意見もあった。

研修というより相談への対応を求める意見や、逆に、学習・生活支援に携わる団体から市役所に対するアピールの機会を求める声もあった。

「寄り添うということが目の前の人に対して非常に個別的であるっていうことを考えると、こういう時にはどうしたらいいんでしょう、どういう可能性があるんでしょうっていうようなことを相談出来たりする仕組みがあると助かるかなあと思います。」「私は逆に、役所とかに発言する、問題を吸い上げて、個々で起きている問題を吸い上げてアピールするようなことをやったらいんじゃないかなと。」(2017年研究会での発言から)

また、スタッフが自発的に学ぶことが必要だから、受けさせられる研修ではなく、自発的な学びを支援するような研修でなければならないという意見もあった。

まとめ

以上、寄り添い型学習・生活支援事業について、研究会での意見とアンケートの回答を整理・紹介してきた。最後にまとめを行いたい。

学習・生活支援事業の対象は、経済的困窮の家庭の子どもたちである。一般に貧困家庭の子どもたちには、以下のような社会的排除につながる潜在的リスクを抱えているケースが少なくないといわれる。

勉強が好きでない。勉強ができない。

自信がない。

自己肯定感が低い。

大人に対する不信感が強い。

ひとり親家庭、とりわけ母子家庭が多い。

病気などの親に代わって過重な家事を負担している。

不登校傾向にある。

発達障害や情緒障害を抱えている。

十分な栄養が取れていない。

保護者（親）が就労で忙しい、健康を害している。

保護者（親）が子どもの教育への関心が薄い。

外国につながる子どもたちの課題。

これらのリスクの軽減または解消のための支援を行って社会的排除を防ぐことによって、社会で活躍する人材を育てることが可能である。学習・生活支援事業が、リスクを抱える子どもたちと毎週継続的に交流できる機会を提供したことの意義は極めて大きい。

困難を抱える子どもたちの学力向上や高校進学を果たすには、塾と同じやり方では不可能である。学習塾はある程度の学習意欲を持つ子どもたちで、保護者（親）が塾代を払ってくる場所である。学習・生活支援の場合は、子どもの学習意欲が低く、親も教育に関心が薄いケースがめずらしくない。学習支援以前の問題として、学習・生活支援の場を子どもたちにとっての居場所とすることが必要である。

そこで、学習・生活支援事業で支援を行うスタッフや大学生ボランティアに求められるのは、学習指導の力量に増して、子ども一人ひとりの話を聞き、子どもによりそう力である。

また、学習・生活支援事業に参加した子どもたちにとって、中学卒業・高校入学後も支援事業のスタッフ等の関係は貴重である。中学卒業・高校入学後も関係を継続できるような体制が必要である。

これまで見たように、まず、学習支援のみを担当する場合であっても、学習も生活の一部であることを念頭に、一人ひとりの子どもに寄り添い学習意欲の低い子どもの状況に向き合う居場所機能を伴った対応が必要となる。そして、学習支援のみを担当する場合でも子どもにとって居場所と感じられる場所でなければならない。したがって、寄り添い型学習・生活支援の運営法人は、居場所機能を持つ事業の運営実績を有する法人とすることが求められる。

2017年増補改訂版・横浜市寄り添い型学習・生活支援の検討
----- **研究会での委託法人関係者の意見とアンケートから**

作成日：平成 29(2017)年 8 月 31 日

編集：高橋寛人（横浜市立大学都市社会文化研究科教授）

発行：横浜市立大学子ども若者の居場所研究会

連絡先：〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 横浜市立大学

TEL：045-787-2311(代)

E-mail：hiroto@yokohama-cu.ac.jp